

意識障害患者に対する作業療法適応基準の検討

○細江 誌乃¹、和田 哲也^{1,2}、浅野 愛子¹、岩井 香織¹、楳林 優¹、浅野 好孝^{1,2}、
篠田 淳^{1,2}

¹木沢記念病院 中部療護センター、²岐阜大学連携大学院脳病態解析学分野

【はじめに】重度意識障害患者に対する作業療法(OT)実施は困難である。それは作業療法が様々な作業活動を通して生活に必要な技能の維持・改善を図る療法であることに由来する。そのため、当センターでは重度意識障害患者に対してはOTを実施せず、ある程度の意識改善が認められた段階で医師などの主観的評価に基づいてOTの開始時期を決定している。しかし、臨床では重度意識障害患者に対して作業療法士がOTの特色を生かせずに理学療法と同様に関節可動域運動などを行っていることが散見されるのが実状である。その理由のひとつとして重度意識障害患者に対するOTの適応基準がないことが挙げられる。そこで、重度意識障害患者の聴・視・運動機能を評価するJFK Coma Recovery Scale Revised (CRS-R) とADL評価法FIMとともにOT適応基準の検討を行った。

【方法】当センターに入所中の患者30名(OT実施群・未実施群共に15名、平均年齢38歳)にCRS-RとFIMを実施・検討した。

【結果・考察】OT実施群と未実施群にはCRS-R、FIMともに差を認めた。OT実施群にはCRS-RとFIMに正の相関があり、未実施群に相関は認められなかった。このことからOT実施群には何らかのADL介入が可能なことが示唆された。しかし、OT実施群と未実施群ともにCRS-Rが同得点(9-12点)の症例が存在した。CRS-Rの項目を詳細に検討するとOT実施群には共通して追視や軽微でも自発的な運動が可能であった。以上よりOT適応基準をCRS-R得点と項目から導き出せる可能性があると考えられた。